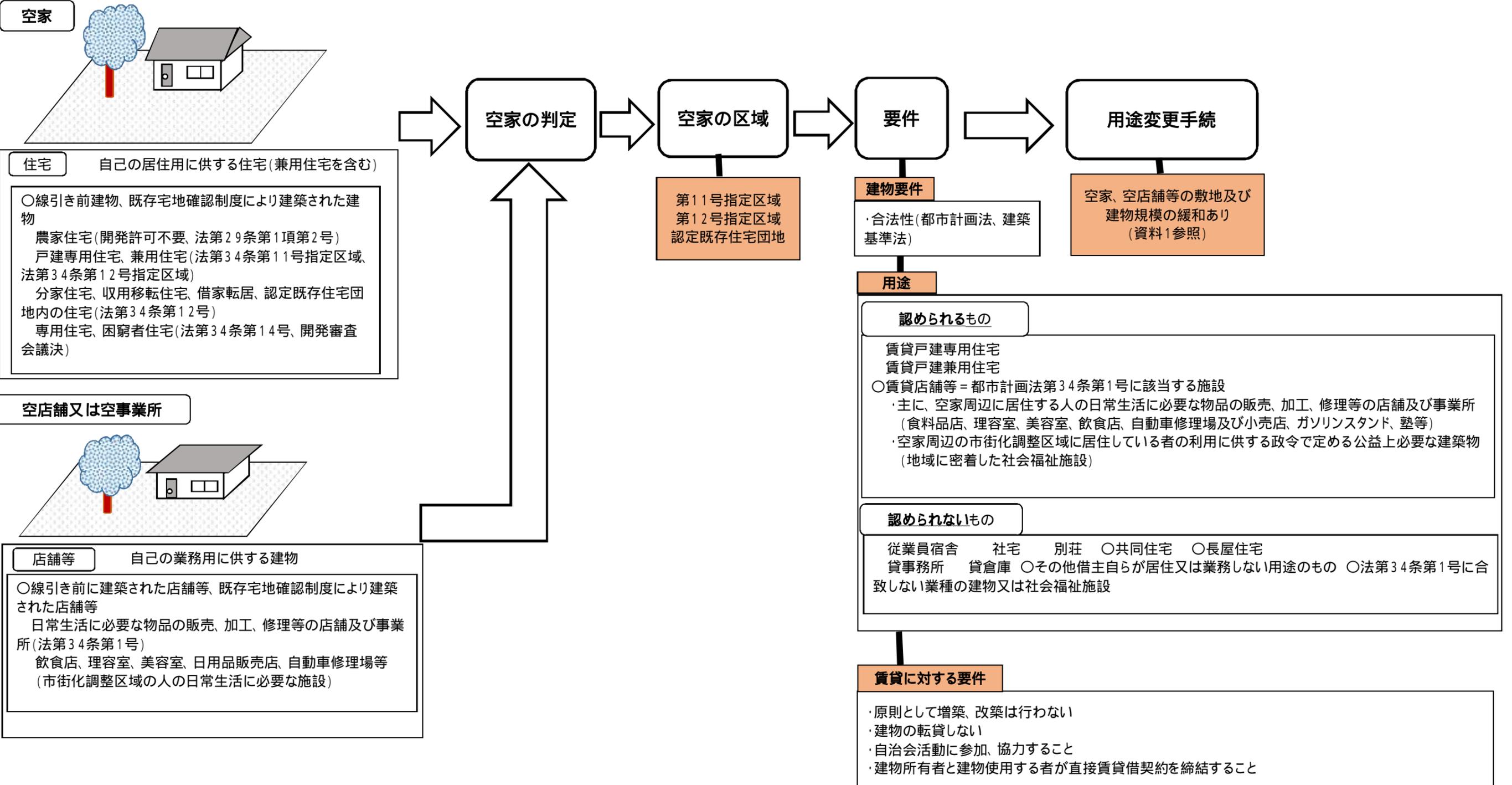


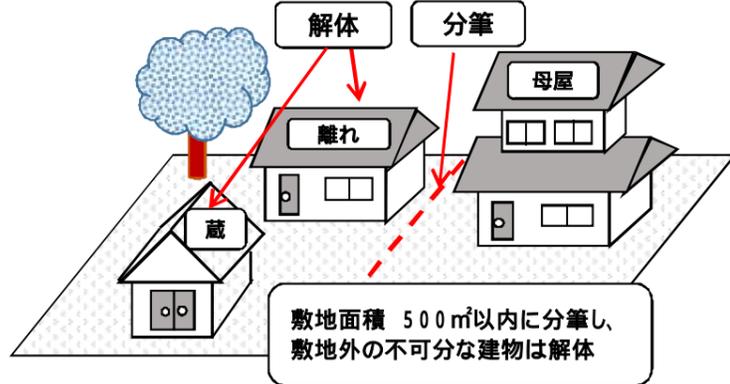
第11号指定区域、第12号指定区域及び認定既存住宅団地において、適法に建築された空家等を賃貸して住宅又は店舗等として活用することができる。(用途変更許可を要する。)

- 空家等とは、「概ね1年以上住まれていない空家等や使用されていない店舗等(不動産会社等の管理物件は除く。)及びその敷地」
- 空家等調査により自治会から報告があり、市が現地調査等から空家と判定した物件が対象
- 賃貸は、建物所有者と空家等を利用する人が直接賃貸借契約を結ぶもの
- 空家等を借家として利用する場合は、都市計画法第43条第1項に基づく用途の変更許可(賃貸用途に変更)を得ること
店舗等は法第34条第1号の範囲において用途を変更するものに限る
- 敷地及び建物の規模は、空家と判定された時点の規模で用途の変更が可能

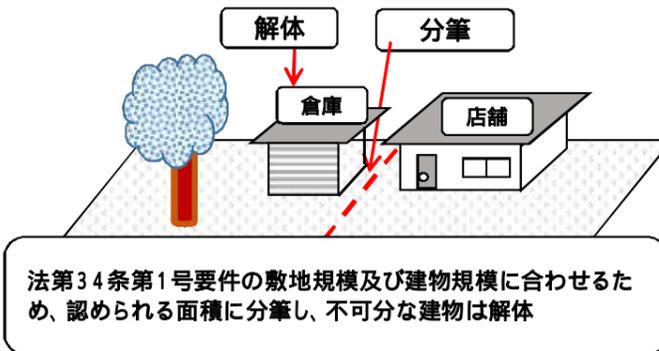


現行とおりに用途変更する場合

空住宅(敷地面積500㎡を超える場合)



空店舗又は空事業所(敷地面積及び建物床面積が基準以上の場合)



空家等の利活用のために緩和

法に適合した建物で、市の判定を受けた空家又は店舗に限り、敷地規模、建物規模に関係なく、既存の敷地及び建物の規模で用途変更が可能。
(原則、増築、改築はできない。建物内のリフォームは可。)

第11号指定区域、第12号指定区域及び認定既存住宅団地のイメージ図

